

モニタリングに関する基準値等

モニタリングした結果について県が評価案を作成する際に、参考にする基準を法令等から抜粋したものを。

1 大気汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。(48. 5.8 告示)
備考	浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。

2 悪臭防止法により悪臭物質の敷地境界線における規制基準の範囲

項目	規制基準の範囲(ppm)
硫化水素	0.02 以上 ~ 0.2 以下

3 廃棄物処理法による地下水等検査項目

項目	基準 (mg/L)
アルキル水銀	不検出
総水銀	0.0005
カドミウム	0.01
鉛	0.01
六価クロム	0.05
ヒ素	0.01
全シアン	不検出
P C B	不検出
トリクロロエチレン	0.03
テトラクロロエチレン	0.01
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
1,2 -ジクロロエタン	0.004
1,1 -ジクロロエチレン	0.02
シス -1,2 -ジクロロエチレン	0.04
1,1,1 -トリクロロエタン	1
1,1,2 -トリクロロエタン	0.006
1,3 -ジクロロプロペン	0.002
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン	0.01
B O D	20

4 地下水の水質汚濁に係る環境基準値

項目	基準値
カドミウム	0.01mg / l 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg / l 以下
六価クロム	0.05mg / l 以下
砒素	0.01mg / l 以下
総水銀	0.0005mg / l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg / l 以下
四塩化炭素	0.002mg / l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg / l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg / l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg / l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg / l 以下
トリクロロエチレン	0.03mg / l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg / l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg / l 以下
チウラム	0.006mg / l 以下
シマジン	0.003mg / l 以下
チオベンカルブ	0.02mg / l 以下
ベンゼン	0.01mg / l 以下
セレン	0.01mg / l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / l 以下
ふっ素	0.8mg / l 以下
ほう素	1mg / l 以下
備考 ・基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 ・「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1, 43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

環境基準とは、環境基本法による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準です。

5 ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

媒 体	基 準 値
水質（水底の底質を除く。）	1 pg -TEQ / l 以下
備考 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準です。

6 廃棄物処理法による放流水の排水基準

項目	基準(mg/L)
アルキル水銀化合物	不検出
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005
カドミウム及びその他化合物	0.1
鉛及びその他化合物	0.1
有機リン化合物	1
六価クロム化合物	0.5
ヒ素及びその他化合物	0.1
シアン化合物	1
P C B	0.003
トリクロロエチレン	0.3
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその他化合物	0.1
ほう素及びその他化合物	50
ふっ素及びその他化合物	15
アンモニア,アンモニア化合物,亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200
pH	5.8~8.6
BOD	60
SS	60
ノルマルヘキサン抽出物(鉱油類)	5
ノルマルヘキサン抽出物(動植物油脂類)	30
フェノール含有量	5
銅含有量	3
亜鉛含有量	5
溶解性鉄含有量	10
溶解性マンガン含有量	10
クロム含有量	2
大腸菌群数	日間3000個

7 ダイオキシン類対策特別措置法による放流水の排水基準

項 目	基 準 値
排水	10pg -TEQ / l 以下

8 廃棄物処理法による最終処分場の廃止基準

最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。
火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。
ねずみが生息し、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。
地下水等の水質検査の結果、次のいずれにも該当していないこと。ただし、水質の悪化が認められない場合においてはこの限りでない。 イ) 現に地下水質が基準に適合していないこと ロ) 検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること
埋立地からガスの発生がほとんど認められない、又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。
埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温になっていないこと。
おおむね50cm以上の覆いにより開口部が閉鎖されていること。
現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。
地滑り及び沈下防止工について、構造基準に適合していないと認められないこと。
浸透水の水質が次の要件を満たすこと。 ・地下水等検査項目：基準に適合 ・BOD：20mg/l 以下